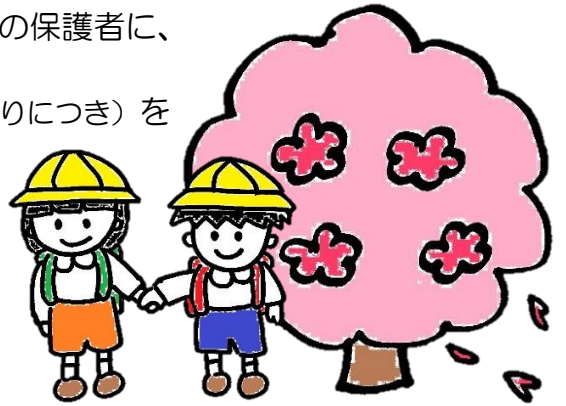


返済不要！

小学校 入学準備金

茨木市では、令和6年4月に小学校に入学予定のお子さまの保護者に、
「小学校入学準備金」として**57,060円**（おひとりにつき）を
支給します（所得審査あり）。

「茨木市 小学校入学準備金」で検索、
または右記のQRコードを読み取って
ください。



受付期間：令和5年11月1日(水)～令和6年2月29日(木)必着

※郵送の場合は、2月29日消印有効

支給対象

- ①、②の両方にあてはまる人（ただし生活保護世帯、里親世帯は対象外です。）
- ① 茨木市内にお住まいの人で小学校入学予定者（新小学1年生）の保護者（令和6年2月1日時点）
※令和6年4月1日から、国・府・私立など、茨木市立小学校以外の小学校に入学される人も対象です。
- ② 「令和5年度就学援助制度」の認定基準に該当する人
※認定基準は裏面「所得基準額」をご覧ください。

基準額を超える場合でも、保護者の失業・離婚・死亡等により、現在の収入が著しく減少している場合等は学務課にご相談ください。



お問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

茨木市教育委員会 教育総務部 学務課 学事係（市役所南館6階）

住所：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

電話：(072)-620-1684（直通）

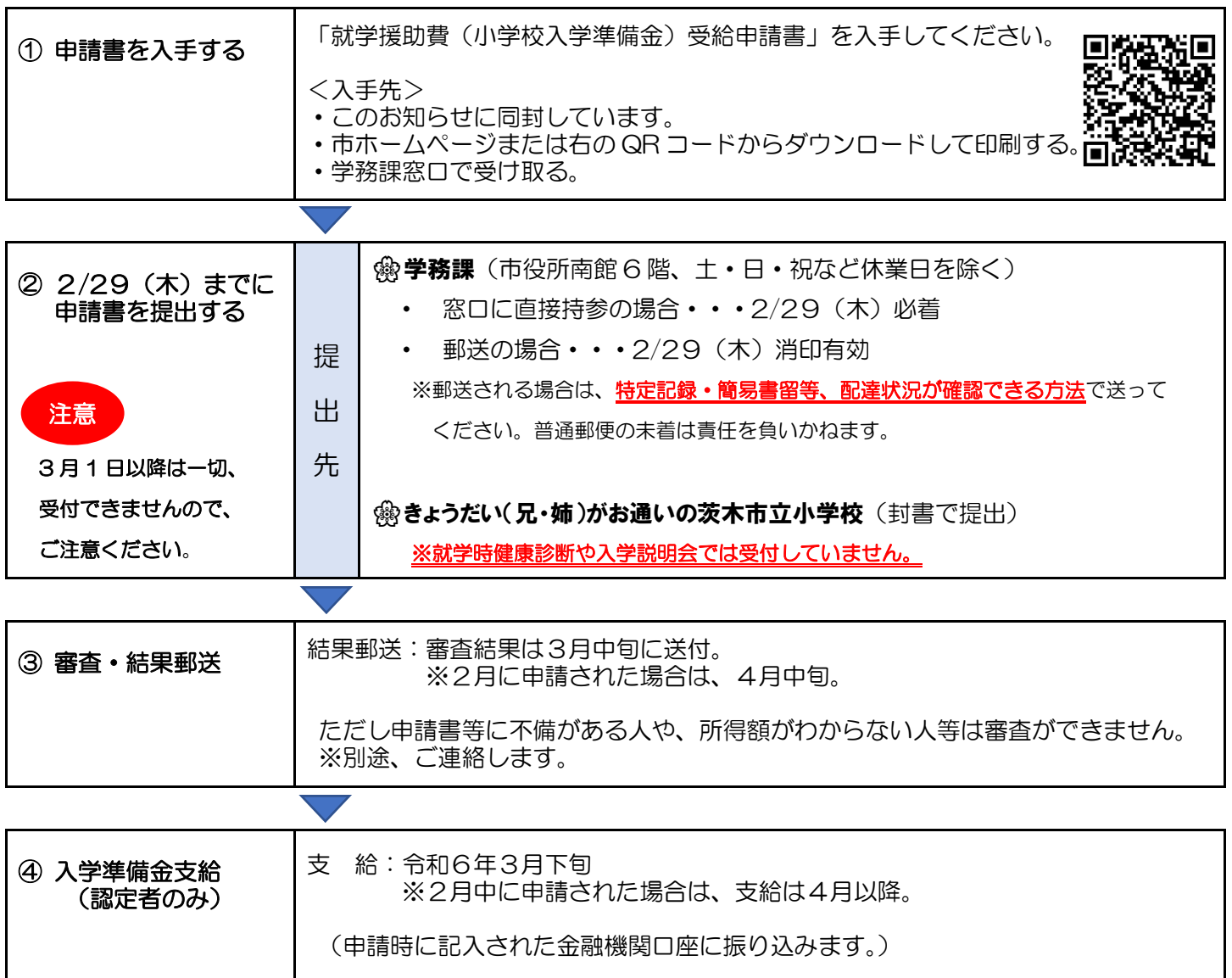
Eメール：gakumu@city.ibaraki.lg.jp

ごきょうだい（兄・姉）がお通りの茨木市立小学校の就学援助事務担当者



次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。

申請から支給の流れ



所得基準額（就学援助制度の所得基準額と同額です。）

世帯の人数	借家世帯	持家世帯
2人	2,130,400円	1,951,000円
3人	2,597,200円	2,417,800円
4人	3,227,500円	3,048,100円
5人	3,549,700円	3,370,300円
6人～	1人増すごとに5人世帯の金額に455,400円をプラス	

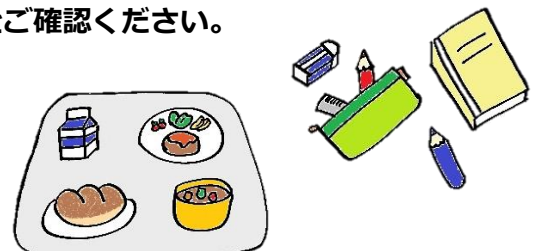
- 世帯全員の所得を合わせて審査します。
- 給与所得または公的年金等所得がある人は、総所得金額から上限10万円を差し引いた額を所得金額とします。
- 世帯の中で所得額が不明な人がいる場合、所得の申告をお願いすることがあります。
- 源泉徴収票で所得額を確認する場合は、次ページの参考②「給与所得者の所得額の確認方法」をご覧ください。

茨木市立小学校にご入学後も・・・

「就学援助制度」では、学用品費や学校給食費などを支給する予定です（所得審査あり）。
入学時に小学校からお配りするお知らせ、または市ホームページをご確認ください。

希望される場合は、再度申請が必要です。

「茨木市 就学援助制度」で検索、
または右のQRコードを読み取ってください。



添付書類について

令和5年度に就学援助を申請しましたか？
※茨木市立小中学校にお通いのきょうだい（兄・姉）の分

していない

した

※添付書類の提出がない場合や、家賃等の負担がわからない場合等は、持家世帯の所得基準額での審査となります。

借家世帯の所得基準額での審査を希望しますか？

添付書類の提出は必要ありません。

希望する

希望しない

賃貸借契約書などの添付書類を提出してください。
※参考①「賃貸借契約書」を参照してください。

賃貸借契約書の提出は必要ありません。

令和5年1月1日時点で茨木市に住民票がありましたか？

ない

ある

令和5年度の所得がわかる書類を提出してください。
※参考③「所得がわかる書類について」を参照してください。

所得証明書の提出は必要ありません。
※ただし、所得が分からない人が世帯にいる場合は、所得申告が必要です。

参 考

①賃貸借契約書

建物賃貸借契約書

賃貸人〇〇〇を甲とし、賃借人△△△を乙として甲乙間に次のとおり住宅の賃貸借に関する契約を締結する。

(賃貸物件の表示)
第1条 甲は、次に掲げる甲所有の住宅を乙に賃貸し乙はこれを賃借する。

所在地：茨木市〇〇町〇〇番〇〇号
名称：〇〇ハイツ
住戸番号：〇〇〇号室

(契約期間)
第2条
この契約を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が各1通を保有する。
〇〇年〇〇月〇〇日

賃貸人(甲) 住所 ××市××町××番××号
氏名 〇〇 〇〇
賃借人(乙) 住所 △△市△△町△△番△△号
氏名 〇〇 〇〇

①「賃貸借契約書」の写しが必要です。
※重要事項説明書では受付できません。

②契約者(賃借人)名の記載が必要です。
※契約者(賃借人)は、同一世帯にいること

③借家の住所の記載が必要です。

④この箇所が必要です
・賃貸人(甲)の住所、氏名、押印
・賃借人(乙)の住所、氏名、押印

※ 府営住宅にお住まいの人は、「収入認定兼家賃通知書」や「府営住宅使用料(家賃等)口座振替納入案内兼納入済通知書」などの写しを添付してください。

②給与所得者の所得額の確認方法

●源泉徴収票の場合【給与所得控除後の金額】から10万円(上限)

を差し引く

年分		給与所得の源泉徴収票	
所得控除	課税	所得控除後の金額	源泉徴収税額
給与所得控除	源泉徴収税額	給与所得控除後の金額	源泉徴収税額
社会保険料控除	社会保険料控除	社会保険料控除後の金額	社会保険料控除後の金額
住宅ローン控除	住宅ローン控除	住宅ローン控除後の金額	住宅ローン控除後の金額
基礎控除	基礎控除	基礎控除後の金額	基礎控除後の金額
所得控除後の金額	所得控除後の金額	所得控除後の金額	所得控除後の金額
課税所得額	課税所得額	課税所得額	課税所得額
源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額	源泉徴収税額

③所得がわかる書類について

※令和5年1月2日以降に茨木市外から転入された人は
所得額が記載された課税通知書(納税通知書)の写しまたは、
所得証明書を提出してください。(写し可)
(源泉徴収票は不可)

※所得証明書に、①所得額、②課税・非課税の区分の2点が記載されているか、確認してください。

※令和5年度(令和4年1月1日～令和4年12月31日)の世帯全員の総所得額で審査します。

注 意 事 項

申請後に転居された場合、世帯の状況や振込口座などに変更があった場合は、学務課までご連絡ください。